

令和元年度

九州地区情緒障害教育研究会

総会資料

期日：令和元年10月31日（木）

11月 1日（金）

会場：かごしま県民交流センター

資料内容

1. 平成30年度事業報告・決算報告
2. 令和元年度事業計画・予算案
3. 令和元年度役員紹介

平成30年度

第46回九州地区情緒障害教育研究会

熊本大会

事業報告・決算報告

令和元年度

第47回九州地区情緒障害教育研究会

鹿児島大会

事業計画・予算案

令和元年度

九州地区情緒障害教育研究会

役員・会則

役員名簿

各県会長・事務局長名簿

会則

令和元年度 九州地区情緒障害教育研究会 役員名簿

役 職	該当県	名 前
会 長	福岡県（堅粕小学校）	野口 博明
副会長	（前年度開催県会長） 熊本県	倉迫 隆夫
副会長	（今年度開催県会長） 鹿児島県	佐藤 秀正
副会長	（次年度開催県会長） 宮崎県	岩切 康郎
監 事	（今年度開催県事務局長） 鹿児島県	中水 一元
事務局長	福岡県（堅粕小学校）	黒木 慶子

各県会長・事務局長 名簿

県名	会長氏名	所属校	事務局長	所属校
鹿児島	佐藤 秀正	鹿児島市立 山下小学校	中水 一元	鹿児島市立 山下小学校
宮崎	岩切 康郎	宮崎市立 大宮小学校	那須 良寛	宮崎市立 佐土原小学校
福岡	吉野 美智子	福岡市立 舞鶴小中学校	柴田 幸恵	福岡市立 舞鶴小中学校
沖縄	玉榮 恒雄	南城市立 馬天小学校	照屋 伸悟	糸満市立米須 小大度分校
長崎	寺田 三千裕	雲仙市立 愛野小学校	宮崎 須磨子	雲仙市立 愛野小学校
佐賀	大石 達弘	吉野ヶ里町立 東脊振中学校	原 志津子	吉野ヶ里町立 東脊振中学校
大分	熊谷 和世	大分市立 春日町小学校	森 裕佳	大分市立 明野中学校
熊本	倉迫 隆夫	熊本市立 五福小学校	田中 義幸	熊本市立 五福小学校

九州地区情緒障害教育研究会会則

第1章 総 則

名 称

第1条 この会は、九州地区情緒障害教育研究会（略称 九情研）という。

事務局

第2条 この会は、事務局を会長の指定する学校に置く。

目 的

第3条 この会は、九州地区情緒教育団体相互の連携を図り、情緒障害児の教育研究及び福祉の増進を図ることを目的とする。

事 業

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 教育研究に関すること。
2. 実態調査に関すること。
3. 研究奨励に関すること。
4. 情報交換に関すること。
5. その他この会の目的を達する事項。

第2章 組 織

会 員

第5条 この会は、情緒障害教育の研究団体及び教育関係者と、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第3章 役 職 員

役員・監事

第6条 この会は、次の役員・監事を置く。選出は次のように行う。

1. 会 長 1 名 理事会で選出する。
2. 副会長 若干名 理事会で選出する。
3. 理 事 若干名 単位団体ごとに1名推薦する。
4. 監 事 若干名 理事会で選出する。

※ 役員・監事の任期は1年とする。但し、留任は妨げない。

補欠役員・監事の任務は前任者の残任期間とする。

任 務

第7条 役員・監事の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を統轄し、会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。

顧問

第8条 この会は、顧問を置くことができる。

1. 顧問は、理事会の推薦を経て、会長が委嘱する。
2. 顧問は、この会の重要事項について諮問に応ずる。

第4章 会 議

招 集

第9条 会議は会長が招集し、その議長となる。

総会・理事会

第10条 総会は、当番県において開催する。理事会は年1回開き次の事項を行う。

1. 会長・副会長・監事の選任及び顧問の推薦
2. 事業報告・決算の承認
3. 事業計画・予算案の審議
4. 会則の改廃
5. その他重要事項

※ 必要ある時は臨時に理事会を開くことができる。

第5章 会 計

経 費

第11条 この会の経費は、各県負担金、補助金及びその他をもってあてる。

各県負担金

第12条 この会の経費として、各県情研は九情研の負担金一律40,000円を納入するものとする。

年 度

第13条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 付 則

研究大会

第14条 この会の研究大会開催は、毎年次の順序とする。

1. 長崎県
2. 佐賀県
3. 大分県
4. 熊本県
5. 鹿児島県
6. 宮崎県
7. 福岡県
8. 沖縄県

※ ただし、諸事情により変更することがある。

施 行

第15条 この会の会則は、昭和49年11月1日から施行する。

1. 昭和53年 4月1日 一部改正
2. 昭和56年11月1日 全面改正
3. 昭和59年 6月1日 一部改正
4. 平成17年 2月2日 一部改正